

第1章 はじめに

竹原市では、今井政之氏の作品・資料を広く公開し、竹原市の芸術・文化振興を担う場として顕彰施設の整備に向け、令和7（2025）年5月に「竹原市今井政之顕彰施設基本構想」を取りまとめました。

令和7年度は、この基本構想で定めた基本理念を基盤としながら、施設整備に向けた具体的な検討を竹原市今井政之顕彰施設基本計画策定委員会にて行いました。ここでは展示をはじめとした事業活動や管理運営の考え方を議論し、さらに官民連携の可能性を探るサウンディング調査の結果を反映した「基本計画」としてまとめていく予定でした。

しかし、近年の国際情勢の不安定化や人手不足を背景とした物価高騰により建設コストや維持管理コストが大きく上昇している他、人口減少や利用者ニーズの多様化等により、公共施設を取り巻く社会経済情勢も大きく変化し、本市を取り巻く厳しい社会環境がさらに進展していることを踏まえ、令和8（2026）年2月より複合施設整備の見直しを開始することとなりました。これに伴い、本顕彰施設についても、竹原市内における美術作品の展示公開及び「展示機能」の再々構築と合わせて、計画を大きく見直す必要が生じました。

そのため本書は、当初予定していた基本計画の策定から形を改め、本施設を「単独施設」として整備する場合の事業案として、現段階での調査・検討内容を「竹原市今井政之顕彰施設のあり方検討」として取りまとめたものです。

第2章 事業活動と施設機能についての検討

■想定される利用者層

今井政之顕彰施設は、「竹原を愛する全ての人が学び、集える施設」であり、地元住民から観光客まで幅広い利用者を受け入れることのできる施設として、検討していきます。

①陶藝家 今井政之の足跡と功績を知る（芸術資源としての活用）

⇒今井氏の作品とその足跡の発信を通して、今井氏の功績を継承するとともに、**多くの人々**が工芸美術の粋に触れる機会をつくる

②陶芸や自然に身近に触れ、学びや文化のタネを育む（教育資源としての活用）

⇒**子どもから大人まで竹原市民を重点ターゲット**に、
今井氏の作品や生き方を通して、
竹原の風土の愛着や国際的な視点、芸術・ものづくりへの関心を育てる

③世界とつながり、地域のにぎわいを推進する（観光資源としての活用）

⇒**県内周遊観光客（将来的なインバウンド観光客を含む）を重点ターゲット**に、
今井氏や竹原に関わる体験や地域連携・交流にストーリー性をもたせ、
竹原という地域の新たな魅力を発信することで、
竹原を愛するファンを国内外に拡大する

■展開する事業活動案と施設機能案

（1）顕彰・展示事業

今井政之氏の功績を継承するとともに、多くの人々が広く工芸美術の粋に出会う機会をつくる

【展開する事業案】	【必要とされる施設機能】
・常設展示の企画・実施 ・企画展示の企画・実施	・展示室



（2）体験事業

体験を通して、ものづくりの楽しみや、作品表現や技法への深い理解にふれる

【展開する事業案】	【必要とされる施設機能】
・ものづくり体験プログラムの提供 ・今井政之作品や陶芸の魅力を引き立てる体験機会の提供	・陶芸・講義室、体験準備室 ・カフェスペース



（3）学習事業

今井政之の作品や生き方を通して、竹原の風土への愛着や国際的な視点を養う

【展開する事業案】	【必要とされる施設機能】
・学校教育と連携した活動の提供支援 ・展示解説ガイドソールの整備 ・竹原や瀬戸内の自然や文化とつながる地域連動イベントの提供	・陶芸・講義室、体験準備室



（4）交流事業

顕彰施設ならではの体験で集客性を高め、竹原の文化観光を支える

【展開する事業案】	【必要とされる施設機能】
・地域の産業・行事等と連携したにぎわい創出・竹原の魅力PR事業 ・地域展開・市民参画事業 ・国際交流・次世代育成事業	・エントランスロビー （小規模ミュージアムショップ・アメニティ機能・地域情報コーナー・併設）

（5）収蔵事業

作品を地域文化資産として保存・継承するとともに、調査研究を通して、資料の価値を向上する

【展開する事業案】	【必要とされる施設機能】
・作品の整理・保存・管理 ・作品台帳の整理 ・作品の調査・研究 ・新規資料収集および研究ネットワークの構築	・収蔵庫 ・一時保管庫 ・器材庫 ・搬入口

想定延床面積

1,800㎡程度

第3章 管理・運営についての検討

■サウンディング調査を踏まえた運営手法の検討

●管理運営の考え方・体制

サウンディング調査の結果を踏まえ、基幹業務となる学芸部門については市学芸員が主になり、補佐的な人員配置等により学芸部門を運営していく体制が望ましいと考えます。

一方で、集客効果に直結する展示企画に関する事業において、民間の独自事業が制限されることを考慮し、事業者の参入については、収益性での配慮が不可欠となります。

学芸部門（市直営+民間補助）+運営企画部門（民間）+管理部門（民間）等、事業部門に合わせ民間事業者の参入可能性を検討することも含め、管理運営の詳細方針については、今後の計画・設計と並行し、顕彰施設の活動形態等に即した検討を引き続き進めてまいります。

●施設整備方式の検討

サウンディング調査の結果を踏まえ、事業発注方法については、PPP/PFI法の枠組み、あるいはDBO方式やDB+O方式をベースに想定いたします。今後、本施設の整備工程において、要求水準および役割・責任分担を定めるためのサウンディング調査を改めて実施し、その結果を経て正式に導入手法を決定する方針です。

●官民リスク分担の考え方

本事業は、顕彰・文化施設としての公共性が強く、独立採算が困難であることから、市が基幹的な事業方針・学芸機能を担保しつつ、民間のノウハウを活用するDBO方式または指定管理者制度を想定したリスク分担を想定します。

制度・方針変更、基幹事業に関するリスク	設計・建設・運営実務に起因するリスク	不可抗力・社会情勢変動等
市が負担	民間が負担	原則として市が負担

第4章 今井政之顕彰施設を単独で整備する場合の検討事項について

■立地の検討・候補地特性の比較

●候補地の追加検討

基本構想において（仮称）今井政之顕彰施設整備予定地として選定された候補地①豊山窯周辺とともに、予備候補地として候補地②町並み保存地区周辺（市有地）を位置づけ、民間事業者へ参入可能性や運営面についてのヒアリングを行いました。

【本報告書及び今井政之顕彰施設の整備に関する事業についてのお問い合わせ先】
竹原市教育委員会文化生涯学習課
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号
TEL：0846-22-2328 FAX：0846-22-8460 E-mail：bunka@city.takehara.lg.jp

●候補地評価 総括

サウンディング調査の結果、両候補地はいずれも顕彰施設として一定の適性を有しており、評価項目ごとの評価においても、明確な優劣が生じるものではなく、それぞれ異なる特性と課題を併せ持つ立地であることが確認されました。

候補地①豊山窯周辺（整備予定地）	候補地②町並み保存地区周辺（予備候補地）
今井政之氏の作陶拠点という強い文脈を有し、顕彰・体験型施設としての象徴性や独自性が高い一方、地形条件やハザード対応、交通アクセス等においては、計画・運営上の工夫が求められる立地です。	既存の観光動線や中心市街地との連携による集客性、施設管理や運営の効率性といった面で優位性が見られるものの、今井政之氏との直接的な関係性については、施設の位置付けや展示・発信内容において丁寧な整理が必要となる。

両候補地の評価が拮抗していることは、いずれの立地も一長一短を有していることを示すものであり、比較評価によって結論を導くことは適切ではないと結論付けました。今後は、本評価結果を踏まえ、顕彰施設において特に重視すべき役割（顕彰・体験のあり方、持続可能な運営、まちづくりとの関係性等）を総合的に整理した上で、事業コンセプトや整備・運営手法との整合を図りながら候補地の検討を進めます。

■整備予定地の選定と今後の整備検討に向けた申し送り事項

今後の事業実施に向けて、複合施設整備の見直しに伴う前提条件の変化や、十分な経費確保の必要性を踏まえ、本市としては今後も検討を継続し、適切な条件提示が可能となるタイミングで事業を実施してまいります。また、整備予定地についても特定の場所に早期固定せず、両候補地の特性を踏まえた相互補完的な活用も視野に入れ、引き続き検討を深めることが必要となります。

●サウンディング調査を踏まえた申し送り事項

公設・公営を基本としつつ民間ノウハウを活用する手法（指定管理者制度やDBO方式等）を視野に、以下の検討を深めます。

- ・市が担う役割を明確にした上での、民間に委ねる業務範囲の検討
- ・収益性のみならず、学術性、公共性、将来の持続性を組み込んだ事業手法の評価
- ・立地特性やまちづくり施策を踏まえた、段階的な官民連携の検討

■事業費・事業スケジュール

●概算事業費

今井政之氏の顕彰施設の整備について、本書で検討する整備規模における施設整備費は約26～31億円と想定します。施設整備費は現時点での概算であり、今後の検討を進める中で変更となる可能性があります。

建築・展示整備	約26～31億円（設計・工事・監理費含む）	運営・維持管理費（年間）	約0.9～1億円
初期費用	約1.1～1.4億円 （土地造成費用・運営体制整備・運営備品類・初期広報・オープニングセレモニーなど）		

●事業スケジュール

今後、竹原市の美術作品の展示機能の再々構築の検討において、今井政之顕彰施設を単独施設として整備することとなった場合は、本書をベースに事業計画を取りまとめ整備を進めることとします。なお、市の所有する他の美術作品も含めた一体的な展示機能を構築することとなった場合は、本書の内容を参考にしつつ、別途新たな構想・計画を整理する必要があると考えられます。